

個票 11 希少植物の生育環境や生活史などを踏まえた保全・復元・創出及び移植方法の検討 [河 2(1)①2-1]

(2010年作成)

配慮の視点	種の多様性への配慮	配慮項目	野生生物の保護・保全
配慮事項	希少種の保全		
配慮事例	希少植物の生育環境や生活史などを踏まえた生育環境の保全・復元・創出及び移植方法の検討		
内容	<p>●希少植物の生育環境や生活史などを踏まえた保全・復元・創出及び移植方法の検討</p> <p>【解説】</p> <p>事業により希少植物の生育地が消失するおそれがある場合、消失の回避を最優先としますが、希少植物の生育地への影響が回避できない場合、影響が最小となるよう努めます。代替となる生育地を確保する場合は、対象となる植物の生態を十分に把握し、生育環境として適切な場所の選定や整備に努めることが希少植物の保全につながります。</p> <p>【具体的な工法・配慮事項】</p> <p>●複数案の検討</p> <p>① 生物多様性配慮の進め方に則り、計画段階では、複数案について環境への影響を比較検討し、影響の低減に努めます。</p> <p>●希少植物の生育地などの消滅を極力避けた計画策定</p> <p>① 事業による希少植物の生育地への影響を把握するためには、事業計画図、植物の分布図、生育環境を同一平面図上に表すことが必要です。地理情報システム (GIS) は、複数の図面を重ね合わせたり、重なった部分の面積を求めたりすることができ、複数案の影響を比較するのに有効です。</p> <p>② 野生植物の生育場所、影響が考えられる周辺環境の保全に努めます。</p> <p>●希少植物の移植</p> <p>① 希少植物を移植する場合は、対象となる植物の生育地として適切な場所を確保します。その際、対象となる植物がすでに生育している場合は、環境収容力が限界であることが多いため、移植場所としては適さないことを考慮します。</p> <p>② 適切な場所が確保できない場合、生育環境を整備する必要があります。整備された場所が生育環境として適切に機能することを確認した後、植物の移植を行います。</p> <p>③ 代替生育地が適切に機能することを確認するまで、必要に応じて仮移植地などで希少植物の管理を適切に実施します。</p> <p>●生育環境の復元</p> <p>① 河川では、上流に希少植物の種子供給源があれば、健全な掃流作用を回復することによって多様な地形・水際環境が創出・復元され、それぞれの環境に</p>		

応じた自然に生育するようになります。

【事例 1】



出典:1

【事例 2】



(2008年3月に加古川河川敷に植栽されたフジバカマ)

出典:4

【場所】

兵庫県円山川

【環境配慮の内容と方法、工法】

- ・ 円山川の下流の堀川橋付近では、水際部の高水敷を掘り下げ湿地を再生した。
- ・ 現在この湿地には、タコノアシ、ミズアオイ、ホソバイヌタデなどの希少植物が生育し、コウノトリが餌場として利用している。

【場所】

兵庫県加古川

【環境配慮の内容と方法、工法】

- ・ 1995年の河川水辺の国勢調査でフジバカマの生育が確認された。
- ・ 兵庫県立人と自然の博物館の服部教授により種子の採取、栽培が行われた。
- ・ 加古川の改修直後の低水路護岸に兵庫県立人と自然の博物館の服部教授により種子の採取、栽培が行われたフジバカマの植栽を行った。
- ・ 植栽は加古川市内の鳩里小学校、加古川小学校、氷丘小学校の協力のもと、約500人の生徒によって行われた。

留意点

- ・ 影響が懸念される場合や代替生育地に移植を検討する場合は、専門家の意見を聞き、影響の低減方策や移植方法などを検討します。
- ・ 希少植物の移植などの保全を行った場合、保全措置後のモニタリングと順応的管理を行うことが重要。

参考資料

- 1 「円山川にもどろう 円山川の自然再生事業」国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所
- 2 「加古川のフジバカマ群落に関する報告」服部保・山戸美津子 人と自然 Human and Nature No.8
- 3 「環境配慮ガイドラインー広島県環境配慮推進要綱の手引きー」広島県
- 4 国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
(<http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/nagabo/index.html>)